

里庄町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年5月11日（月）午後2時00分から午後3時00分
2. 開催場所 里庄町役場 福社会館 1階 大ホール
3. 出席委員 12人

出席委員及び欠席委員の番号、氏名

職名	番号	氏名	出欠の別	職名	番号	氏名	出欠の別
委員	1	岡村 咲津紀	出	委員	8	平野 耕平	出
〃	2	高田 卓司	〃	〃	9	吉田 龍平	〃
〃	3	高田 正和	〃	推進委員	1	小野 敏輝	〃
会長職務代理者	5	高田 光國	〃	〃	2	佐藤 新介	〃
会長	6	田邊 忠宏	〃	〃	3	辻田 樞市	〃
委員	7	原田 敬造	〃	〃	5	徳永 一憲	〃

4. 欠席委員 0人
5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第10号農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の承認について

第4 議案第11号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

第5 議案第12号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について

6. 会議の概要

議長

ただ今から令和2年第5回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、農業委員8名、推進委員4名の計12名であり、総会開催の定足数に達しており総会は成立しております。

議事日程第1の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、2番高田卓司委員、3番高田正和委員をお願いいたします。

議事日程第2の会議書記の指名を行います。

本日の会議書記には農業委員会事務局職員の●●氏を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

今回上程されています議案第10号、農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の承認について、及び議案第11号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは議案第10号について、ご説明いたします。

整理番号は2でございます。

本件は、農地の所有権移転に係る農地法第3条に基づく所有権移転許可申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は1筆、地目は畑、面積は364㎡です。

今回、譲受人である●●さんが増反を目的に、所有権を取得するため申請が行われました。

小作人の有無、農機具の保有状況、下限面積、通作可能な距離かどうかなど、許可要件は満たしていると思われま。

同じ申請人のため、議案第11号について、併せてご説明いたします。

整理番号は3でございます。

本件は、農地法第4条第1項に基づく一時転用の許可申請でございます。

申請人●●●●さんです。

申請地は、農業振興地域内の青地区域にあり、1筆、地目は田、面積は728㎡です。

今回、申請人である●●さんが露天駐車場を目的に、一時転用の申請が行われました。

議長

事務局からの説明が終わりました。

現地調査の結果について、●番●●●●委員よりご報告します。

●番

申請地は●●分館に位置し、現在、耕作されていない状況です。

隣接地への被害防除計画の内容ですが、土砂等の流出については、申請地と隣接地の境界部分より控えて法面とすることで、土砂が流出しないようになっています。

雨水については、自然透水となっています。

生活排水については、露天駐車場のためありません。

近隣農地への日照及び通風の影響については、露天駐車場ですので、影響はないと判断します。

以上です。

議 長 　　ただ今の事務局説明について、質問、意見等ございますか。

● 番 　　現地で説明があったが、数年経って県が見て正式決定というのはどういうことか。

事務局 　　農用地であることと、露天駐車場という中間地目であるため、県に相談した結果、恒久転用を目的とした一時転用を認める方向になりました。中間地目であることから3年間はその目的のために使うことを確認した後、転用するという指導を受けています。

● 番 　　3年経ったら正式な転用が出るのか。

事務局 　　そうです。

議 長 　　ほかに質問、意見等はございませんか。

● 番 　　進入するのは隣のところからか。地目は何か。

事務局 　　隣接の出入口について地目は農地のままで、現状のまま出入口に使うことに問題はないと県の見解をもらっています。

議 長 　　その他はありますか。

（質問、意見なし）

許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

（全員挙手）

全員賛成でございますので、議案第10号、農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の承認について、及び議案第11号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認については、許可と決定します。

続きまして、今回上程されています議案第12号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について、事務局より説明をお願いします。

事務局 　　それでは、議案第12号、整理番号1についてご説明いたします。

本件は、農地の使用目的の変更、及び使用貸借に係る農地法第5条に基づく申請でございます。

借受人●●●●さん、貸付人●●●●さん、なお、申請後に●●さんか

ら●●さんへの相続登記が完了しましたので、●●さんが譲渡人となります。

申請地は農業振興地域内の白地域にあり、1筆、地目は田、面積は651㎡のうちの230㎡です。

今回、借受人の●●●●さんが使用貸借権を設定し、住宅の建築を目的に申請が行われました。

議 長 事務局からの説明が終わりました。

● 番 現地調査の結果について、●番●●●●委員よりご報告します。

申請地は本村分館に位置し、現在、耕作されていない状況です。

隣接地への被害防除計画の内容ですが、土砂等の流出については、隣接地との間にブロック擁壁を設置し、土砂が流出しないようになっています。

雨水については、水路、沈殿枡を設け、既存排水路へ接続します。

生活排水については、合併浄化槽へ接続し処理する予定です。

近隣農地への日照及び通風の影響については、一般的な住宅ですので、影響はないと判断します。

以上です。

議 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明して下さい。

事務局 農地の区分は、第3種農地と判断しております。

転用目的は、住宅の建築であり、適当であると考えます。

資力及び信用、転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無、許可を受けた後、遅滞なく、申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがあるか、申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みがあるか、また、申請に係る農地の面積の規模、周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼす影響があるかどうか、集団農地の分断になるかどうかについては確認した結果、問題ないと判断します。

以上です。

議 長 ただ今の議案第12号、整理番号1の案件に関し、事務局説明及び現地調査報告について、ご質問、ご意見等ございますか。

● 番 農家住宅と個人住宅の違いは。

事務局 今回は除外をして建てることになっています。農業をしている家から分家して建てて、親の農業を手伝う形なので農家住宅としています。農業に関わるかどうかで分けています。農家住宅であれば農業用倉庫が建てられます。

● 番 使用貸借となっているが、二人の関係は。盛り土をするのか。

事務局 親子です。約20cm程度、でこぼこを埋める程度にします。

議 長 その他、ご質問、ご意見等ございませんか。

(質問、意見なし)

整理番号1について、許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第12号、整理番号1は許可と決定します。

次に、整理番号4について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第12号、整理番号4についてご説明いたします。

本件は、農地の使用目的の変更、及び使用貸借に係る農地法第5条に基づく申請でございます。

借受人●●●●さん、貸付人●●●●さん外1名です。

申請地は農業振興地域内の白地域にあり、1筆、地目は田、面積は221㎡です。

今回、借受人の●●さんが使用貸借権を設定し、住宅の建築を目的に申請が行われました。

議長

事務局からの説明が終わりました。

現地調査の結果について、●番●●●●委員よりご報告します。

●番

申請地は土井分館に位置し、現在、耕作されていない状況です。

隣接地への被害防除計画の内容ですが、土砂等の流出については、隣接地との間にコンクリート擁壁を設置し、土砂が流出しないようになっています。

雨水については、水路、沈殿枡を設け、既存排水路へ接続します。

生活排水については、合併処理浄化槽へ接続し処理する予定です。

近隣農地への日照及び通風の影響については、一般的な住宅ですので、影響はないと判断します。

以上です。

議長

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明して下さい。

事務局

農地の区分は、第2種農地と判断しております。

転用目的は、住宅建築であり、適当であると考えます。

資力及び信用、転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無、許可を受けた後の用途に供する見込み、申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み、申請に係る農地の面積規模、転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼす影響、集団農地の分断については、確認した結果、問題がないと判断します。

以上です。

議長

ただ今の議案第12号、整理番号4の案件に関し、事務局説明及び現地

調査報告について、ご質問、ご意見等ございますか。

ご質問、ご意見等ございませんか。

(質問、意見なし)

整理番号4について、許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第12号、整理番号4は許可と決定します。

以上をもちまして、令和2年第5回総会を閉会いたします。